

平塚市健康診査等通知書封筒広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康診査等に係る通知文書を発送する封筒（以下「健康診査等通知書封筒」という。）についての広告掲載に関し、平塚市広告掲載要綱（平成18年8月1日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(健康診査等)

第2条 この要綱において、健康診査等とは、次に掲げるものとする。

- (1) がん検診・結核健診
- (2) 成人歯科健康診査

(掲載の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、健康診査等通知書封筒に掲載することができない。

- (1) 病院、診療所、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設に係るもの
- (2) 医薬品、医療機器及びこれらに類するもの
- (3) 墓地、墓石及び葬祭関係に係るもの
- (4) たばこ、アルコール等、がんの発症に起因すると社会通念上考えられているもの
(前条第1号に係る通知文書を発送する封筒に限る。)

(広告の規格等)

第4条 広告の大きさは、1 枠縦40ミリメートル、横90ミリメートルとする。

2 広告の印字は、1色とする。

3 広告の掲載位置は、封筒の裏面とする。

4 1 枠における広告掲載料（消費税額及び地方消費税額を含む。）は、次の各号に掲げる健康診査等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) がん検診・結核健診 50,000円
- (2) 成人歯科健康診査 20,000円

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載を申し込もうとする者は、平塚市健康診査等通知書封筒広告掲載申込書（第1号様式）にデザイン案を添えて市長に提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第6条 市長は、前条の申込書を受けたときは、その内容を審査し、適当と認める者には、平塚市健康診査等通知書封筒広告掲載決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 市長は、広告掲載を適当と認める申込みが広告掲載枠数を超えるときは、次の各号に掲げる者を優先して広告主に決定する。この場合における優先の順位は、当該各号の順位による。

（1） 同一の種類封筒について、複数の枠の広告掲載の申込みを行った者

（2） 平塚市広告掲載要綱第4条に掲げる順位が上位の者

3 前項の場合において、なお同順位の者が2人以上あった場合には抽選により決定する。
（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、平塚市健康診査等通知書封筒の広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月20日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要項による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に募集した広告について適用し、同日前に募集した広告については、なお従前の例による。

第1号様式（第5条関係）

平塚市健康診査等通知書封筒広告掲載申込書

年 月 日

（提出先）

平塚市長

平塚市健康診査等通知書封筒の広告掲載を申し込みます。

申込者	住 所 団体名 代表者氏名	印
	担当者名 電話番号 ファクス番号 E-mail	

（申出事項）

- 1 デザイン案は、別添のとおりです。
- 2 平塚市広告掲載要綱及び平塚市健康診査等通知書封筒広告掲載要綱の規定を確認し、理解した上で、上記のとおり健康診査等通知書封筒の広告掲載を申し込みます。
- 3 平塚市広告掲載要綱第2条第1項第1号アからクまでに該当していないことを誓約します。
- 4 市税の納付状況を調査することに同意します。
- 5 広告掲載の決定を受けた場合には、市長が指定する期日までに広告料を納付します。
- 6 平塚市広告掲載要綱第11条第1項の規定により、広告掲載を取り消された場合には、広告料の返還を市長に求めません。
- 7 広告の内容に関し、一切の責任を負います。

第2号様式（第6条関係）

平塚市健康診査等通知書封筒広告掲載決定通知書

文書番号

年 月 日

法人名

代表者職氏名 様

平塚市長 氏名 印

年 月 日に申込みいただきました平塚市健康診査等通知書封筒の広告掲載者として
決定しましたので通知いたします。

（連絡事項）